

令和6年第3回農業委員会総会議事録

令和6年3月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和6年3月1日(金)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第13号 農地法第3条許可について

議案第14号 農地法第4条許可について

議案第15号 農地法第5条許可について

議案第16号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第13号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第14号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第15号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第16号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第17号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第18号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
13 番 長 倉 恭 浩	14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	18 番 田 中 安 子
19 番 高 間 秀 一	20 番 川 越 達 也	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	

5. 欠席委員

24 番 松 田 真 郎

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主事	石 三 美 鈴		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 徳川 豊 

委員 橋原 義信 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより令和 6 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、9 番徳地豊委員、15 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等について、タブレット上で御確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 6 年第 3 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 13 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 14 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 15 号「農地法第 5 条許可について」は 16 件でございます。

議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 73 件でございます。

議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」は 89 件でございます。

以上、審議件数は 191 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、29 万 9,790 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、14 万 6,867 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 13 号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号39が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号43を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、学生時代から「食」に関して興味があり、農家である親戚や地域の方から教えてもらいながら、水稻栽培やミニトマトのハウス栽培を経験してきました。また、地域内の耕作放棄地をなくしていきたいという強い思いもあり、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後は、栽培技術等を向上させ規模を拡大し、地域の耕作放棄地をなくすよう取り組んでいくとともに、地域の神社の行事等に農作物を提供し、地域貢献をしていきたいと考えております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第14号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号5を御覧ください。

申請人は宮崎市大字島之内在住の農家です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から南西に約1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農家住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 15 号農地法第 5 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 37 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町在住の個人、受人は宮崎市新別府町に本拠を置く畜産業を営む法人です。申請地は、国富町にあります国富スマートインターチェンジから北東に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を農業用露天資材置場として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 38 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市宮田町在住の破産管財人など 2 名、受人は宮崎市大字柏原に本拠を置く施設園芸を営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から南に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用露天駐車場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま使用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思

われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 39 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町在住の個人など 4 名、受人は宮崎市田野町に本拠を置く土木業等を営む法人です。申請地は、宮崎市清武町にあります清武総合運動公園から北西に約 1.2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を仮設通路として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、土砂の流出がないよう施工し、雨水は自然浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、19番高間秀一委員の退室を求めます。

（19番高間秀一委員退室）

○議長（川越） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

19番高間秀一委員の入室を求めます。

（19番高間秀一委員入室）

○議長（川越） 次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第16号農用地利用集積等促進計画（案）について、11ページから29ページの120番までの新規分、30ページから31ページの24番までの変更分を議題とします。

○事務局（石三） 議案第 16 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 11 ページの番号 54 番から 29 ページの番号 120 番までの 67 件、変更分が 30 ページの番号 19 番から 31 ページの番号 24 番までの 6 件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 議案第 16 号の申請番号 54 番から 99 番まで、同じ地域となっており、最初の 54 番や 55 番については、使用貸借権で、渡人と貸付先が同じ方です。これは何かの事業によるものなのか伺います。

○事務局（長谷川） 今回のご質問について、整備事業というよりは、中間管理による担い手の集積・集約を目的としたものとなっております。日高隆志委員による誘導の中で、芳士青水地区で、地域計画の話し合いに基づいて担い手に農地を集積・集約していこうという流れでの手続となっております。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 17 号農用地利用集積計画の決定について、32 ページの 118 番から 70 ページの 191 番、70 ページの 204 番から 72 ページの 206 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、4番久保田章生委員、9番徳地豊委員、16番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(4番久保田章生委員、9番徳地豊委員、16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(石三) 議案第17号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、32ページの番号118番から70ページの番号191番、70ページの番号204番から72ページの番号206番までの77件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が5件、新規設定が18件、賃借権の再設定が20件、新規設定が34件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

4番久保田章生委員、9番徳地豊委員、16番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(4番久保田章生委員、9番徳地豊委員、16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長(川越) 次に、73ページから78ページの203番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局(石三) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、73ページの番号192番から78ページの番号203番までの12件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件について御説明いたします。

タブレット内の「03 令和6年第3回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第13号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第14号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数14件でございます。

報告第15号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数1件でございます。

報告第16号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数18件でございます。

報告第17号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第18号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数18件でございます。

なお、報告第13号、第14号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第15号、第16号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(川越) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和6年第3回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時32分閉会